

太田市職員等の旅費支給に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第111号

太田市職員等の旅費支給に関する規則の全部を改正する規則
太田市職員等の旅費支給に関する規則（平成17年太田市規則第7
2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、太田市職員等の旅費に関する条例（令和7年太田市条例第48号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員等に対する旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める職員は、太田市職員採用規則（平成17年太田市規則第46号）第3条に規定する競争試験により採用された職員とする。

3 条例第2条第6号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定

する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者

- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

4 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（旅行命令等の変更を受けた場合における旅費等）

第3条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給

を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第25条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（旅費額を喪失した場合における旅費等）

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げ

る事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
 - (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情
- 2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。
- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものと含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
 - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
(旅行命令等の通知)
- 第5条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに次条第1項で定める事項を支出担当者等に通知しなければならない。
- (旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)
- 第6条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者名とする。
- 2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属部局課、住所又は居所、職名、氏名、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。
- 3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第1項に定

める事項のほか、所属団体又は所属部局課、住所又は居所、役職又は職名、氏名、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

4 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等を変更する場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。

(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(鉄道賃に係る鉄道)

第8条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第10条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊費基準額等)

第11条 条例第13条に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第13条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用

の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 国際会議又は全国会議（市長等が出席するものに限る。）において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(宿泊手当の定額等)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、2,400円とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法)

第13条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。
 - 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第14条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費の細則)

第15条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職名の者（職員が市長等であった場合は、当該者をいう。）として退職等の日にいた地から旧在勤地

に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職名の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
(遺族等の旅費の細則)

第16条 条例第21条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(電磁的方法)

第17条 条例第7条第5項に規定する規則で定めるものは、市長が定める方法とする。

(請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等)

第18条 条例第7条第1項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次号から第5号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場

合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

- (2) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費又は同条第2項第1号の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書
 - (3) 条例第3条第2項（第1号を除く。）に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書
 - (4) 条例第3条第5項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書
 - (5) 条例第3条第6項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書
 - (6) 条例第3条第7項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書
- 2 条例第7条第1項に規定する必要な資料の種類は、市長が別に定める。
- 3 条例第7条第7項に規定する記載事項又は記録事項は、市長が別に定める。
- 4 旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 5 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（旅費の精算に係る期間）

第19条 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

- 2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の

告知の日の翌日から起算して2週間とする。

(給与の種類)

第20条 条例第7条第4項及び第27条第2項に規定する給与の種類は、太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年太田市条例第66号。次条において「給与条例」という。）に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第21条 旅行者が給与条例第15条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(実地監査)

第22条 条例第28条の規定により実地監査を行う場合においては、市長は、あらかじめ各任命権者に対して、監査の目的、対象、日程並びに当該職員の職名及び氏名を通知しなければならない。

(在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第23条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第24条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

別表（第11条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）（単位：円）	
	市長等	職員
北海道	18,000	13,000
青森県	15,000	11,000
岩手県	13,000	9,000
宮城県	14,000	10,000
秋田県	15,000	11,000
山形県	14,000	10,000
福島県	11,000	8,000
茨城県	15,000	11,000
栃木県	14,000	10,000
群馬県	14,000	10,000
埼玉県	27,000	19,000
千葉県	24,000	17,000
東京都	27,000	19,000
神奈川県	22,000	16,000
新潟県	22,000	16,000
富山県	15,000	11,000
石川県	13,000	9,000
福井県	14,000	10,000
山梨県	17,000	12,000
長野県	15,000	11,000
岐阜県	18,000	13,000
静岡県	13,000	9,000

愛知県	15, 000	11, 000
三重県	13, 000	9, 000
滋賀県	15, 000	11, 000
京都府	27, 000	19, 000
大阪府	18, 000	13, 000
兵庫県	17, 000	12, 000
奈良県	15, 000	11, 000
和歌山県	15, 000	11, 000
鳥取県	11, 000	8, 000
島根県	13, 000	9, 000
岡山県	14, 000	10, 000
広島県	18, 000	13, 000
山口県	11, 000	8, 000
徳島県	14, 000	10, 000
香川県	21, 000	15, 000
愛媛県	14, 000	10, 000
高知県	15, 000	11, 000
福岡県	25, 000	18, 000
佐賀県	15, 000	11, 000
長崎県	15, 000	11, 000
熊本県	20, 000	14, 000
大分県	15, 000	11, 000
宮崎県	17, 000	12, 000
鹿児島県	17, 000	12, 000
沖縄県	15, 000	11, 000

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、太田市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例（令和7年太田市条例第48号。次条において「改正条例」という。）の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の太田市職員等の旅費支給に関する規則（以下この条

において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に改正条例による改正後の太田市職員等の旅費に関する条例(令和7年太田市条例第48号。以下この条において「新条例」という。)第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の太田市職員等の旅費に関する条例(以下この条において「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 2 新規則第15条及び第16条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第3条及び第4条の規定は、新条例第3条第5項及び第6項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。